

情報技術における知的財産権の問題

亀田 彰 喜*

勝木 太 一

Abstract

By the spread of the Internet, dispatch and reception of information has become possible beyond borders, and also convenient. However, many problems are also generated. One is the problem of the intellectual property rights to various information. The mass media, i.e., broadcast, newspapers, publishing circles, etc., offer much information. And in the present network society, concern is increasing globally about the intellectual property rights to the information built by the information service of such mass media, and the spread of the Internet.

Recently, intellectual property rights have come to attract attention with progress of an information society internationally. About the right to development of progress of the information and telecommunications technology in hardware, or the digital technology of a storage medium, development of the system in software, etc., importance has begun to be attached to intellectual property rights. This is because intellectual property rights are closely related to the profits from an economical viewpoint. That is, intellectual property rights become profits also for a country, a company, and an individual. Therefore, importance is internationally attached to intellectual property rights as a national policy. And since the intellectual property rights of an information technology are globally related also to national interest with globalization of a network of information recently, the international adjustment about intellectual property rights has come to be called for.

1. はじめに

通信技術の普及によって、情報の発信や受信が国境を越えて可能となったが、このことは利便性が増すと共に、多くの問題点も発生してきている。すなわち、さまざまな情報に対する知的財産権の問題である。マスメディア、すなわち、放送や新聞および出版界などは多くの情報を提供してきた。そして、現在のネットワーク社会では、このようなマスメディアの情報提供と、インターネットの普及とによって、情報や構築されたデータ・ベー

* 滋賀県立大学国際教育センター・助教授

スに対する知的財産権に対して関心が高まっている。また、インターネットの普及は、個人の生活様式を大きく変えつつあるとともに、国際政治や経済に対しても影響を与えつつある。

最近、知的財産権は情報化社会の進展と共に注目されるようになってきた。ハード面での情報通信技術や記憶媒体のデジタル技術の進展とソフト面でのシステムやユーザーソフトなどの開発に対する権利意識の変化によって、知的財産権が重要視され始めた。それは、知的財産権が経済的観点からの利益と密接に関係しているためである。つまり、知的財産は利益や収入に結びつく有効な手段であることが強く認識され始めたのである。ひいては、それは最終的には国益に結びつくためである。そのため、今世紀に入り、知的財産権は国家政策として注目されるようになってきた。特に、情報ネットワークのグローバル化により、情報技術の知的財産権は、国益にも関係するものと認識されるようになったことから、いわば国家政策としても知的財産権に関する国際的な調整が求められるようになってきたのである¹⁾。

2. 海外の動向と我が国の知的財産戦略

米国が特許裁判所を1982年に創設し、知的財産権に対する裁判制度を確立して以来、知的財産に関する特許出願件数が急増した。それに応じて、1985年以降、米国は知的財産権の保護を強化するようになった。これに対応するように、世界各国も米国同様、知的財産に対し、権利の保護を強化し始めたため、1995年頃から急速に全世界的に知的財産権の創造と保護の強化を進める動きが強くなった²⁾。

この世界的な動向に対し、我が国でも2002年2月に小泉首相が知的財産権の保護および育成を目標として掲げることを演説し、2002年7月3日に知的財産戦略大綱を発表した。従来の工業所有権（特許、実用新案、商標、意匠や不正競争防止法）が社会の変化に適応しきれなくなってきたため、それを改正するものとして、知的財産戦略大綱を発表し、産業財産権などを提唱したのである。これは従来の工業所有権の対応がハード面を対象としていたものであったのに対して、知的財産戦略大綱は従来の工業所有権を含め、情報などのソフト面を含めた広範な財産権を対象とすることを提唱したものである。

（日本の知的財産政策の経緯）

2002年2月 小泉首相が知的財産権の保護および育成を目標として掲げると施政演説で述べる。

2002年3月 知的財産戦略会議が発足

2002年7月 知的財産戦略大綱を発表

- 2002年11月 知的財産基本法が成立
- 2003年 3 月 知的財産戦略本部が発足
- 2003年 7 月 知的財産推進計画を決定
- 2004年 5 月 知的財産推進計画を改定

※2004年 5 月には知的財産推進計画を改定し、模倣品や海賊版対策を追加した³⁾。

今までの我が国の産業政策や行政は、工業技術を中心としたハード面に重点が置かれてきた。そのため、今までは工業所有権を主体とした概念が主流であった。しかし、最近では情報技術の進展に伴って情報産業に欠くことのできないソフト面での財産権を考えなければならないと考えられている。このような社会の状況変化を背景にして、知的財産戦略大綱が提示されたのである。

小泉政権は、従来の工業所有権をより現代の社会に適した知的財産の強化を図るものに改正することが国家の育成化と経済発展につながるものと考えて、2002年 3 月20日に政府によって最初の知的財産戦略会議を開催した。2002年 7 月 3 日にこの知的財産戦略会議は「知的財産戦略大綱」を発表し、2005年までに国家政策としての具体的な行動計画を立案した。要するに「知的財産戦略大綱」は小泉政権の経済政策の一環であると位置づけられたのである。この「知的財産戦略大綱」は次のような項目から構成されている⁴⁾。

「知的財産戦略大綱」の項目

はじめに

1. 情報創造の時代
2. 情報化時代と「知的財産権」
3. 知的財産戦略大綱の策定

第1章 現状と課題

1. 産業競争力低下への懸念の高まり
2. 知的創造サイクルの確立に向けて
3. 競争政策の重要性と表現の自由などの重視

第2章 基本的方向

1. 創造戦略
 - (1) 大学・公的研究機関等における知的財産創造
 - (2) 企業における戦略的な知的財産の創造・取得・管理
 - (3) 創造性を育む教育・人材育成の充実
2. 保護戦略
 - (1) 迅速かつ的確な特許審査・審判

- (2) 著作権の適切な保護
- (3) 営業秘密の保護強化
- (4) 紛争処理に係る基盤の強化
- (5) 海外及び水際における保護の強化

3. 活用戦略

- (1) 大学・公的研究機関等における知的財産の活用の推進
- (2) 知的財産の評価と活用

4. 人的基盤の充実

5. 実施体制の確立

第3章 具体的行動計画（省略）

小泉政権が上記の知的財産戦略大綱を発表したが、これは米国が世界に先駆けて知的財産立国を政策として打ち出したことを受けて、我が国も知的財産戦略の重要性を認識したものである。また、情報化社会における知的財産戦略としての方向性を明確にするために知的財産戦略大綱を発表したのである。すなわち、国際的な知的財産戦略の現状を認識し、今後の知的財産戦略の方向としては、知的財産戦略の創造においては大学や公的研究機関が主体的にその役割を担い、企業においても知的財産を創造し、管理し、積極的に知的財産を活用していくことを表明したものである。

知的財産権は多岐にわたる財産権の概念であり、工業技術の財産権としての従来工業所有権としての特許、実用新案や商業における商標、意匠なども含むものである。最近はこちらに加えて、情報技術に関するソフトウェア関連の知的財産としての著作権なども含む広範なものとなった。特に、知的財産権の中でも最近情報ネットワークの進展に伴って、情報のソフト技術に関する知的財産権が重要視されるようになった。情報技術に関する知的財産権にはハードウェアとともに、ソフトウェアにおける著作権やデジタルデザイン、データ・ベースや個人情報なども含まれる³⁾。

情報ネットワークによってデータ・ベース化された情報は、それ自身が大きな価値を有しており、それは知的財産としての活用が可能であることから、商品として売買の対象とされることがある。一般に情報は、ネットワークによって個々のコンピュータが通信回線で接続されることによって情報としての価値は一段と高まる。そして、集積された個々の情報は連携することによってその価値を更に高めていく。

3. 国家戦略としての知的財産基本法

1980年代から米国は知的財産立国としての道を歩み始め、10年後にはその成果があらわれて、米国の特許件数が急増した。結果として、米国はライセンスによる収益や特許使用料の増収が米国の経済発展に大きく貢献した。我が国も遅ればせながら、米国のこのような知的財産戦略に対抗すべく、ようやく、知的財産に関する国家戦略を打ち出した。2002年3月に知的財産戦略会議の初会合を開催し、国家政策として知的財産の創造と活用による我が国の経済発展のための政策を立案した。そして、2007年7月の知的財産戦略会議によって知的財産戦略大綱が発表され、その後2003年3月に具体的な推進のために知的財産基本法が施行された⁶⁾。

以下、知的財産基本法の主な注意すべき点について見てみる。

目次としては、次の4つの章から構成されている。

知的財産基本法⁷⁾

目次

第一章 総則（第一条 第十一条）

第二章 基本的施策（第十二条 第二十二條）

第三章 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（第二十三條）

第四章 知的財産戦略本部（第二十四條 第三十三條）

附則

総則においては知的財産基本法の目的について、国際的に我が国の産業が競争力をつけるために知的財産戦略本部を設置し、知的財産の創造、保護とそれらの活用を計画的に推進することを明言している。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、内外社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を

集中的かつ計画的に推進することを目的とする。

そして、次にこの知的財産とはいかなるものか、更にそれにおける権利としての知的財産権にどのようなものがあるのかについて、第二条、2項に定義している。

(定義)

第二条 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然法則又は現象であって、産業上の利用価値のあるものを含む。）、商標、商号、その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

そして、3項においては、研究開発により知的財産の創造の主体となる大学について、定義している。ここでは、大学等として定義し、大学、高等専門学校、大学共同利用研究機関、国及び地方公共団体の試験研究機関なども含むとしている。

3 この法律で「大学等」とは、大学及び高等専門学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。第七条第三項において同じ。）、大学共同利用機関（国立大学設置法（昭和二十四年法律第五十号）第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関をいう。第七条第三項において同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十条第一項において同じ。）であって試験研究に関する業務を行うもの、特殊法人（法律によって直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立されて法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。第三十条第一項において同じ。）であって研究開発を目的とするもの並びに国及び地方公共団体の試験研究機関をいう。

米国などが知的財産立国を政策目標としたことに対応し、我が国の産業が国際競争力をつけ、発展していくために創造的な研究及びその成果を事業化し、また新たな事業分野の開拓を図ることによって、我が国の産業の発展につなげようとしている。

(我が国産業の国際競争力の強化及び持続的な発展)

第四条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進は、創造性のある研究及び開発の成果の円滑な企業化を図り、知的財産を基軸とする新たな事業分野の開拓並びに経営の革新及び創業を促進することにより、新たな事業分野の開拓並びに経営の革新及び創業を促進することにより、我が国産業の技術力の強化及び活力の再生、地域における経済の活性化、並びに就業機会の増大をもたらし、もって我が国産業の国際競争力の強化及び内外の経済的環境の変化に的確に対応した我が国産業の持続的な発展に寄与するものとなることを旨として、行われなければならない。

更に、研究及び開発の成果の企業化を図り、知的財産戦略による我が国産業の国際競争力の強化を図り、我が国の産業が持続的に発展させ、成長させるために国および地方公共団体の責務について下記に表示している。

(国の責務)

第五条 国は、前二条に規定する知的財産の創造、保護及び活用に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

また、大学等や事業者においても、知的財産の創造における責務について下記のように表記している。

(大学等の責務等)

第七条 大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。

2 大学等は、研究者及び技術者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者及び技術者の適切な処遇の確保並びに研究施設の整備及び充実に努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策であって、大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関に係わるものを策定し、並びにこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他大学及び高等専門学校並びに大学

共同利用機関における研究の特性に配慮しなければならない。

知的財産の創造のためには、大学などにおいて研究と成果の普及に努めなければならないが、更に重要なのは人材の育成である。そのためには、研究者および技術者の処遇の確保と研究施設の整備と充実が重要課題であり、また、研究者の自主性の尊重も重要であるとしている。

(事業者の責務)

第八条 事業者は、我が国産業の発展において知的財産が果たす役割の重要性にかんがみ基本理念にのっとり、活力ある事業活動を通じた生産性の向上、事業基盤の強化などを図ることができるよう、当該事業者若しくは他の事業者が創造した知的財産又は大学等で創造された知的財産の積極的な活用を図るとともに、当該事業者が有する知的財産の適切な管理に努めるものとする。

2 事業者は発明者その他の創造的活動を行う者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、発明者その他の創造的活動を行う者の適切な処遇の確保に努めるものとする。

また事業者に対しては、我が国の産業の発展のために、知的財産の重要性を認識し積極的な知的財産の活用と適切な管理を求めている。

4. 知的財産権における移転および保護

第2次世界大戦後の我が国の産業政策は戦後の経済復興は欧米諸国を目標にしたものであり、重化学工業を中心とした政策がとられてきた。結果として鉄鋼、化学工業、造船や自動車産業は驚異的な飛躍を遂げた。しかし、我が国が工業技術を中心としたハード面に重点を置いた政策を行っている間に、欧米諸国ではハード面での技術開発はもちろんのこと、ソフト面の技術開発にも政策的に保護育成することを怠らなかったのである⁸⁾。

このことに対応して、知的財産基本法では知的財産の研究開発、研究成果の移転および保護についても表記されている。

(研究開発の推進)

第十二条 国は、大学等における付加価値の高い知的財産の創造が我が国の経済社会の持続的な発展の源泉であることにかんがみ、科学技術基本法（平成七年法律第三百十号）第二条に規定する科学技術の振興に関する方針に配慮しつつ、創造力の豊かな研

研究者の確保及び養成、研究施設等の整備並びに研究開発に係る資金の効果的な使用その他研究開発の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(研究成果の移転の促進等)

第十三条 国は、大学等における研究成果が新たな事業分野の開拓及び産業の技術の向上等に有用であることにかんがみ、大学等において当該研究成果の適切な管理及び事業者への円滑な移転が行われるよう、大学等における知的財産に関する専門的知識を有する人材を活用した体制の整備、知的財産権に係る設定の登録その他の手続きの改善、市場等に関する調査研究及び情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(新分野における知的財産の保護)

第十八条 国は、生命科学その他技術革新の進展が著しい分野における研究開発の有用な成果を知的財産権として迅速かつ適正に保護することにより、活発な起業化等を通じて新たな事業の創出が期待されることにかんがみ、適正に保護すべき権利の範囲に関する検討の結果を踏まえつつ、法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、インターネットの普及その他社会経済情勢の変化に伴う知的財産の利用方法の多様化に的確に対応した知的財産権の適正な保護が図られるよう、権利の内容の見直し、事業者の技術的保護手段の開発及び利用に対する支援その他必要な施策を講ずるものとする。

研究開発の推進のためには、優秀な研究者の確保及び養成、研究施設等の整備並びに研究開発の推進に必要な施策を講ずる必要がある。そして、研究開発によって得られた知的財産の大学等において当該研究成果の適切な管理及び事業者への円滑な移転の適切な施策も講じられなければならない。更に、知的財産に関する専門的知識を有する人材を活用し、知的財産権の登録その他の手続きを適切に行い、新しい分野における研究開発の有用な成果を知的財産権として迅速かつ適正に保護する措置を速やかに講じなければならないであろう。

5. 我が国の知的財産の政策と知的財産戦略本部

近年、世界的に知的財産権に対する関心が高まり、知的財産権の創造と保護を各国共に強化する傾向にある。世界の特許出願件数も1995年に277万件であったものが、2000年には959万件に急増している。このような動向をつくり出したのは米国の政策にあるといつてよいであろう。その顕著な例として、米国が1982年に特許裁判所としての連邦巡回控訴

裁判所を新たに設置したことがあげられる。これは、日本や欧州の製造技術の向上による米国の相対的生産性の低下に歯止めをかける一方、模倣行為を防止し、新技術開発などによって付加価値を高めることにより競争力の回復を図ることを意図したものであった。結果的に、これが外国企業との特許のライセンス契約や特許使用料による収益増をもたらし、競争力の回復に繋がったのである⁹⁾。

次に、我が国の知的財産の創造、保護及び活用に関して見てみることにしよう。

第三章 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画

第二十三条 知的財産戦略本部は、この章の定めるところにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画(以下「推進計画」という。)を作成しなければならない。

2 — 省略

3 推進計画に定める施策について、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定める。

4 知的財産戦略本部は、第一項の規定により推進計画を作成したときは、遅延なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 知的財産戦略本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

我が国は、上述のように知的財産戦略本部が主体となって知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画を作成してそれらの実現を図ろうとしている。しかし、日本と米国には情報に関する知的財産に対して大きな認識の違いがある。米国の法律では企業秘密を無断で持ち出した場合は、それが無形の電子情報であっても、15年以下の懲役に処せられるなど、非常に厳しい。それに対し、我が国のこれまでの現行法では有体物である財物として企業機密を持ち出した場合は、窃盗罪としての刑法が適応され10年以下の懲役となる。しかし特に情報のような有体物でないものを複製して無断で持ち出した場合は、不正競争防止法の適応となり、我が国の現行法では刑罰は規定されていない(しかし、フロッピーやCDおよびMOなどの記憶媒体に保存して持ち出した場合は、刑法上の窃盗罪になる)。

このように我が国の法的保護制度は有体物を意識して規定されてきた。これに対し、米国は早くからコンピュータの発明とその開発に注目してきた国であることもあり、ソフトウェアの重要性を認識し、それに関連する情報に対する重要性も早くから重視していた¹⁰⁾。

第四章 知的財産戦略本部

(設置)

第二十四条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進す

るため、内閣に、知的財産戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

上述のように、知的財産の創造、保護及び活用に関する推進は、我が国の国家戦略として位置づけ、知的財産戦略本部の存在を今後の重要な政策の一部と認識して内閣内に設置するものである。

近年、インターネットが急速に普及し、情報技術の発展によって多くの情報の入手を可能にし、特に携帯電話の普及は、我々の生活の利便性を高めてくれた。また同時に、詳細な企業情報や個人情報の収集も可能にした。このようにして集積された情報は、本人の感知しないままに利用されていることもある。本来これらの個人情報、情報主体に帰属するものである。しかし、現実にはこのように情報主体に認知しないところで利用されていることもある。一般に知的財産権とはかく排他的独占権と解釈されがちであるが、自由な競争のもとでの、情報の活用および提供を目的とした公正な法制度でもある。

今後、我が国でも2001年5月に情報のような有体物でないデータ・ベースに対しても、法的保護を認める判決が出された。これを契機に、我が国においても米国の法に対する認識を深め、有体物でない情報やソフトウェアに対しても、保護問題に関して考えていく必要があるであろう。

6. おわりに

20世紀の末に情報技術の飛躍的な発展に伴って、情報ネットワークが急速に普及した。結果として、グローバルな情報ネットワークが構築された。特にインターネットの世界的な普及は、今日の21世紀の社会に多大な影響をもたらそうとしている。そして、世界的な情報ネットワーク網は、多種の情報の入手を可能にした。反面、大量の情報の収集を容易にしている。大量に収集された情報は、データ・ベースとして蓄積されている場合が多い。そして、その情報のもつコンテンツは社会的にも経済的にも高い価値をもつようになってきた。しかし、私達が感知しないところで、個人や企業や各種の情報がコンピュータ間のネットワークによって、行政においても民間企業においてもデータ・ベース化されている。そして、これらの情報がさらに私達の予知しないところで情報ネットワークによって転送され、様々な目的のために利用されたり、加工されたりしている。問題なのは、知的財産としての価値を持ちはじめたこれらの情報がどのように使用されるかである。

今まで以上に、情報に対する厳しい認識が求められるとともに、これからのインターネット社会で、新たな認識に基いた知的財産権を構築しなければならなくなった。インターネットは、従来のメディアが情報の発信者と受信者に分離していた形態とは大きく異なり、情報の受発信が同一者によって可能であるのが特徴である。そして、インターネットの普及

は、知的財産権にも大きな変革を求めようとしている。近年、インターネットの普及に伴って、また、社会経済情勢の変化に伴って知的財産の利用方法が多様化してきている。そのため、情報技術などのインフラの整備下で、研究成果の知的財産の移転、保護が適正に実施されねばならない。

このように国際的な知的財産権を重要視する傾向下で、今後とも情報ネットワークにおける知的財産権の活用と保護について注視していく必要がある。

引用文献

- 1) 藤井俊夫、『情報社会と法』、成文堂、2003、242-243。
- 2) 日本経済新聞、2004年5月13日
- 3) 日本経済新聞、2004年5月31日
- 4) 牧野和夫篇、『知的財産権キーワード事典』、株式会社プロスパー企画、2003、12-13。
- 5) 牧野和夫、『情報知的財産権』、日本経済新聞社、2003、10-11。
- 6) 牧野和夫、『インターネットの法律相談』、学陽書房、2003、108-109。
- 7) 牧野和夫篇、『知的財産権キーワード事典』、株式会社プロスパー企画、2003、308-314。
- 8) 牧野和夫篇、前掲書、2-3。
- 9) 日本経済新聞、2004年5月13日
- 10) 牧野和夫、『情報知的財産権』、日本経済新聞社、2003、11-12。